

ケアプランたんぽぽ 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人白陽会が開設する指定居宅介護支援事業所ケアプランたんぽぽ（以下、「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護支援専門員（以下、「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を実施することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況やその環境に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

- 2 利用者の意向及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 大田区、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランたんぽぽ
- (2) 所在地 東京都大田区矢口1-23-12

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、介護支援専門員及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（うち1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、営業時間外は転送電話にて連絡を受け付ける。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

第3条に規定する事業所内等

(2) 使用する課題分析の種類

別紙のとおり（アセスメント表等）

(3) サービス担当者会議の開催場所

第3条に規定する事業所内等

(4) 介護支援専門員の居宅介護訪問頻度

1か月に1回以上

(5) モニタリングの結果記録

1か月に1回

2 第7条に規定する実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける際には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する文書に署名または記名及び捺印を受けることとする。

(通所の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大田区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等及び大田区に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族等に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合で正当な権限を有する官憲の命令による場合及び別に定める文書（情

報提供同意書)により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に開示しない。

2 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持しなければならない。また、社会福祉法人白陽会の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

2 利用者情報、サービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議を毎週行うこととする。なお、議題は、次に掲げる要件を満たすものとし、当該議事録は2年間保管する。

- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5) ケアマネジメントに関する技術
- (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7) その他必要な事項

3 地域包括支援センターから紹介された支援困難な事例は、原則的に受け入れる、なお、当該事例を担当する介護支援専門員は、管理者がその都度指定する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人白陽会と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の定期的な実施

附 則

この規程は平成24年4月1日から施工する。

この規程を平成30年4月1日改定する。

この規程を令和4年10月1日改定する。

この規程を令和6年1月1日改定する。

この規程を令和6年12月1日改定する。